

令和2年3月23日

全日本コーヒー商工組合連合会
組合員、賛助会員各位

全日本コーヒー商工組合連合会
代表理事長 萩原孝治郎
教育・情報委員会 委員長 山下雅彦

「HACCP 研修会の延期」ならびに「HACCP の認可」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊会事業に格別なるご理解とご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、教育・情報委員会は、令和2年6月1日に施行される「食品衛生法等の一部を改正する法律」及び厚生労働省省令に基づく「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の研修会を4～5月に各地で開催する予定でしたが、昨今の情勢に鑑み、延期することといたしました。新たな開催日時は決まり次第ご案内いたしますが、研修会でご説明する予定であった内容の一部を下記に記載いたします。また、厚生労働省で審査中であった「コーヒー製造の HACCP 手引書」は3月18日に認可されたので、以下の URL からダウンロードして内容をご確認ください。

■厚生労働省「コーヒー製造の HACCP 手引書」掲載ページの URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

記

1. HACCP 研修会でご説明予定であった内容

- ①HACCP は「食品衛生法等の一部を改正する法律」及び、厚生労働省の省令
- ②令和2年6月1日法令施行（1年の猶予期間があり、令和3年5月末日までに導入の必要あり）
- ③従業員50名以下の施設でコーヒー生豆を焙煎する行程を含むレギュラーコーヒーの製造を行う事業者
【重要】1名で運営する自家焙煎も HACCP の対象になるのでご注意ください。
- ④認可された手引書が厚生労働省ホームページに掲載されたのでダウンロードして内容をご確認ください。
- ⑤営業届出制度の変更

従来の営業許可業種（喫茶店営業許可・飲食店営業許可等）が実情に合わせ見直されるとともに営業届出業種が創設されます。尚、「コーヒー製造業」は届出が必要な業種になります。令和3年6月1日施行で令和2年4月（システム不良で遅延の可能性あり）からネット上で届出を行います。

⑥食品衛生監視員

保健所から衛生管理のための手引書に基づいた監視指導が行われる。令和2年6月1日以降（猶予期間中）、この法令の情報提供、周知徹底の為、運用状況確認に来られる可能性はあると思われま。猶予期間中の為、未実施の場合は、「手引書に基づき運用実施に向け準備中」とお答えいただければ問題ないと思われま。

⑦HACCP の運用方法

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理は、既存の施設・設備等ハードの改造・整備を求めるものではなく、原料の受入、施設・設備の清掃、手洗い等の手順を定め、衛生管理の実施状況を確認し簡単な記録を行うことで「見える化」することを目的としたものです。

⑧飲食店の HACCP

「小規模な一般飲食店事業者向けの手引書」が厚生労働省のホームページに掲載されているので、ご確認ください。（直営飲食店をお持ちの方は、この手引書にも準拠する必要があります。）

2. HACCP の対応準備

研修会が開催できなくなった為、4月中に「HACCP に対応していただくための資料」をご案内予定です。まずは、手引書をダウンロードして内容をご確認いただき、出来る部分から準備を開始してください

以上